

指導事項に対する改善内容について

1 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

今回の指導を受け、3月21日に経済政策課と運航管理者に対して、関係法令の遵守と安全最優先の原則に立ち返った安全管理体制全般の見直しについての検討を指示しました。また、検討結果を基に、4月16日に甌島振興局で指定管理者に対し安全管理規程の遵守について安全教育を行いました。

2 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。

安全統括管理者からの指示を受けて安全管理規程の内容について再確認し、指定管理者と運航計画、配船計画についての作成手順についての検討を行い、その内容を取りまとめて安全統括管理者に報告を行いました。

3 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第17条及び第18条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事案の再発防止のため、安全管理規程第51条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令及び安全管理規程等の理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図ること。

4月16日に、安全統括管理者及び運航管理者で今回の指導を受け見直しを行った内容を基に、指定管理者に対し今後の取扱いや安全管理規程の遵守についての安全教育を行いました。

4 運航管理者は、安全管理規程第21条に基づき、運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、使用船舶の性能、使用港の港勢、航路の交通状況及び自然発生的性質等について、その安全性を検討すること。

運航計画及び配船計画については、指定管理者が運航管理者と使用船舶の性能、使用港の港勢航路の交通状況及び自然的性質等の安全性について十分検討しながら作成を行う体制に改めました。

5 運航管理者は、安全管理規程第22条に基づき、配乗計画を作成又は改定する場合は、法定職員が適切に確保されているか、乗組員が過労になることはないか、航路に精通した船舶職員が乗組むこととなっているか等について、その安全性を検討すること。

船員の配乗計画については、指定管理者が作成する計画表を運航管理者が適正な人員配置や勤務体制となっているかなど確認することとしました。

また、急病等により配乗計画を変更する場合は、速やかに指定管理者から運航管理者へ連絡する体制に改めました。

6 運航管理者は、安全管理規程第51条に基づき、安全教育を行ったときは、その概要を記録簿に記録すること。

安全に関する教育、訓練及び操練については、指定管理者と運航管理者が協議して計画的に実施し、その内容を報告書に取りまとめて指定管理者と共有する体制に改めました。

7 内部監査を行う者は、安全管理規程第52条に基づき、船舶事業管理者の支援を得て、関係者とともに、年1回以上、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況等に対する内部監査を実施し、その内容を記録すること。

例年、7月上旬から中旬にかけて実施している指定管理業務に係る監査と併せて、運航業務全般に係る監査（内部監査）を実施するとともに、その内容を記録し、保存する体制に改めました。